

大阪市告示第996号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月16日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

西成区役所7階 西成区役所市民協働課

電話 06-6659-9734

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立西成区民センター

大阪市西成区岸里1丁目1番50号

(2) 業務の範囲

ア 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること。

ウ その他大阪市立西成区民センター（以下「区民センター」という。）の管理に関すること。

(3) 管理の基準

ア 休館日

条例第4条に基づき、区民センターの休館日は12月29日から翌年1月3日までとする。

イ 供用時間

条例第5条に基づき、区民センターの供用時間は午前9時30分から午後9時30分までとする。

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで（5年間）

3 申請資格

指定管理者指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

ア 条例第18条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。

キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等

は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記(1)の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 指定管理者の申請手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 指定管理者指定申請書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月5日（金）までの午前9時から午後5時30分まで

イ 提出場所

上記1に同じ

ウ 提出方法

申請に必要な書類を持参すること。送付、FAX、E-mailによる受付は行わない。

(2) 申請に必要な書類

① 指定管理者指定申請書

② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

- ③ 指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員の名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 類似する施設等の運営実績
- ⑧ 定款・寄付行為
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支計画書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

5 欠格事項

条例18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は無効とする。

6 その他

- (1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(西成区役所市民協働課)